

## 六、[第4条第1項第8号](#)（他人の氏名又は名称等）

他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）

1. 本号でいう「他人」とは、現存する者とし、また、外国人を含むものとする。
2. 自己の氏名等と他人の氏名等が一致するときは、その他人の承諾を要するものとする。
3. 本号でいう「著名」の程度の判断については、商品又は役務との関係を考慮するものとする。

(注)以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

### ○[商標審査便覧](#)

[41.103.01](#) 外国の地名等に関する商標について

### ○[審判決要約集（第4条第1項第8号）](#)